

改正前

【違反点数と反則金】

- ・ 車間距離不保持(一般道) 1点
普通車反則金 6,000円
- ・ 車間距離不保持(高速道) 2点
普通車反則金 9,000円
- ・ 急ブレーキ禁止違反 2点
普通車反則金 7,000円
- ・ 追い越し方法違反 2点
普通車反則金 9,000円

など

改正後

【違反点数と行政処分】

- 妨害運転は、反則通告制度の対象にはならない（反則金は適用されない。）
- ・ 交通の危険を生じさせた場合
違反点数 25点 → 即、免許取消処分
（欠格期間2年／前歴ありの場合最大5年）
- ・ 著しい交通の危険を生じさせた場合
違反点数 35点 → 即、免許取消処分
（欠格期間3年／前歴ありの場合最大10年）

【免許の仮停止】

著しい交通の危険を生じさせ死傷事故を起こした場合、事故を起こした日から最長30日間、運転者の免許効力の仮停止をすることができる。

【重大違反そそのかし】

妨害運転をそそのかした者も「重大違反そそのかし」に含まれ免許取消の処分が行われる。
欠格期間は最低で2年。ただし、違反点数は加算されない。
同乗者以外でもそそのかしがあった場合適用される。

【自転車にも「あおり運転」が適用】(令和2年6月30日施行)

ほかの車両を妨害する目的で、執拗にベルを鳴らすなど自転車のあおり運転を「危険行為」と規定し、14歳以上の場合、危険行為は3年間に2回の摘発で安全講習が義務となり、受講しないと5万円以下の罰金